



# 宮 崎 県 公 報

令和 2 年 3 月 16 日 (月曜日) 号外 第 3 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 条 例

○公の施設に関する条例等の一部を改正する条例…… (人事課) 2	○宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例 (危機管理課) 4
○宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例…… (税務課) 3	○宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例…… (こども政策課) 5
	○宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例の一部を改正する条例…… (病院局) 5

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◎ 公の施設に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第 1 号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

PFI 手法の導入を推進するため、PFI 事業として公の施設を整備する場合に当該 PFI 事業を行う者を指定管理候補者として選定できるよう、関係する条例について所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例 (条例第 2 号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

本年度の検証結果を踏まえ、現行の条例を継続し、令和 6 年度に更に社会経済情勢の推移等を勘案した検証を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例 (条例第 3 号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正等に伴い、防災教育を行う者に幼保連携型認定こども園の設置者を追加する等、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第 4 号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

建築基準法及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、幼保連携型認定こども園の園舎の耐火性能基準及び副園長の資格要件に係る特例期間について所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例の一部を改正する条例 (条例第 5 号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

一定の条件を満たした場合に貸与資金の返還及び返還の免除に係る期間を延長する等、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

公の施設に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 1 号

公の施設に関する条例等の一部を改正する条例

(公の施設に関する条例の一部改正)

第 1 条 公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者の指定の手続の特例)</p> <p>第10条の2の2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、同条第3項各号に掲げる基準を満たすものと認める団体を指定管理候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定することができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(指定管理者の指定の手続の特例)</p> <p>第10条の2の2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、同条第3項各号に掲げる基準を満たすものと認める団体を指定管理候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定することができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 公の施設に係る特定事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第 117号。以下この号において「民間資金法」という。）第2条第2項に規定する特定事業をいう。）を実施する民間事業者として民間資金法第8条第1項の規定により選定された団体を指定管理候補者とするとき。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>

(教育関係の公の施設に関する条例の一部改正)

第 2 条 教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者の指定の手続の特例)</p> <p>第5条の2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、同条第3項各号に掲げる基準を満たすものと認める団体を指定管理候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定することができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(指定管理者の指定の手続の特例)</p> <p>第5条の2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、同条第3項各号に掲げる基準を満たすものと認める団体を指定管理候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定することができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 教育関係の公の施設に係る特定事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第 117号。以下この号において「民間資金法」という。）第2条第2項に規定する特定事業をいう。）を実施する民間事業者として民間資金法第8条第1項の規定により選定された団体を指定管理候補者とするとき。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>

(宮崎県港湾管理条例の一部改正)

第 3 条 宮崎県港湾管理条例（昭和38年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者の指定の手続の特例)</p> <p>第17条の5 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、同条第3項各号に掲げる基準を満たすものと認める団体を指定管理候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定することができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(指定管理者の指定の手続の特例)</p> <p>第17条の5 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、同条第3項各号に掲げる基準を満たすものと認める団体を指定管理候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定することができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>

<p>(4) [略] 2 [略]</p>	<p>(4) 宮崎港マリーナ施設に係る特定事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下この号において「民間資金法」という。）第2条第2項に規定する特定事業をいう。）を実施する民間事業者として民間資金法第8条第1項の規定により選定された団体を指定管理候補者とするとき。 (5) [略] 2 [略]</p>
--------------------------	---

(都市公園条例の一部改正)

第4条 都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者の指定の手続の特例) 第15条の4 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、同条第3項各号に掲げる基準を満たすものと認める団体を指定管理候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定することができる。 (1)～(3) [略] (4) [略] 2 [略]</p>	<p>(指定管理者の指定の手続の特例) 第15条の4 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、同条第3項各号に掲げる基準を満たすものと認める団体を指定管理候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定することができる。 (1)～(3) [略] (4) 都市公園に係る特定事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下この号において「民間資金法」という。）第2条第2項に規定する特定事業をいう。）を実施する民間事業者として民間資金法第8条第1項の規定により選定された団体を指定管理候補者とするとき。 (5) [略] 2 [略]</p>

(宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年宮崎県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者の指定の手続の特例) 第76条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、同条第3項各号に掲げる基準を満たすものと認める団体を指定管理候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定することができる。 (1)～(3) [略] (4) [略] 2 [略]</p>	<p>(指定管理者の指定の手続の特例) 第76条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、同条第3項各号に掲げる基準を満たすものと認める団体を指定管理候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定することができる。 (1)～(3) [略] (4) 県営住宅等に係る特定事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下この号において「民間資金法」という。）第2条第2項に規定する特定事業をいう。）を実施する民間事業者として民間資金法第8条第1項の規定により選定された団体を指定管理候補者とするとき。 (5) [略] 2 [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第2号

宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

宮崎県産業廃棄物税条例（平成16年宮崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(帳簿の保存等)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、同項の帳簿を電子計算機を使用して作成する場合には、<u>法第6章</u>（第752条を除く。）の規定の例による。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～6 [略]</p>	<p>(帳簿の保存等)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、同項の帳簿を電子計算機を使用して作成する場合には、<u>法第7章</u>（第752条を除く。）の規定の例による。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～6 [略]</p> <p><u>7 知事は、令和6年度を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第3号

宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例

宮崎県防災対策推進条例（平成18年宮崎県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(防災に関する教育の実施)</p> <p>第10条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び第124条に規定する専修学校並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（以下「学校等」という。）の設置者は、幼児、児童、生徒及び学生が、<u>防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時において自己の安全を確保し、他者と助け合って適切な対応ができるようにするため、防災に関する教育の実施に努めるものとする。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>(応急体制の確立)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 県は、災害が発生した場合において、必要があると認められる場合は、国、他の都道府県、防災関係機関及び前条の応急対策の実施に係る事業者等に対し、直ちに応急対策の実施に関する応援を要請するものとする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(避難所の運営体制等)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2 県は、市町村が行う避難所の迅速な開設及び円滑な運営のためのマニュアルの策定及びその実施の支援に努めるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(復興計画の策定及び復興対策の実施)</p> <p>第38条 県は、大規模な災害が発生した場合において、市町村の区域を超えた広域的な見地から当該災害からの復興の計画的かつ円滑な推進を図る必要があると認められる場合は、復興のための計画を策定するものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(防災に関する教育の実施)</p> <p>第10条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び<u>同法第124条</u>に規定する専修学校、<u>児童福祉法</u>（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所並びに<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</u>（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する<u>幼保連携型認定こども園</u>（第52条において「学校等」という。）の設置者は、幼児、児童、生徒及び学生が<u>防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時において自己の安全を確保し、他者と助け合って適切な対応ができるようにするため、防災に関する教育の実施に努めるものとする。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>(応急体制の確立)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 県は、災害が発生した場合において、必要があると認められるときは、国、他の都道府県、防災関係機関及び<u>第22条</u>の応急対策の実施に係る事業者等に対し、直ちに応急対策の実施に関する応援を要請するものとする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(避難所の運営体制等)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2 県は、市町村が行う避難所の迅速な開設及び円滑な運営のためのマニュアルの策定並びにその実施の支援に努めるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(復興計画の策定及び復興対策の実施)</p> <p>第38条 県は、大規模な災害が発生した場合において、市町村の区域を超えた広域的な見地から当該災害からの復興の計画的かつ円滑な推進を図る必要があると認められるときは、復興のための計画を策定するものとする。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県条例第 4 号

##### 宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年宮崎県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(園舎及び園庭)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「乳児室等」という。）は1階に設けるものとする。ただし、第1号、第2号及び第6号に掲げる要件を満たすときは乳児室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、<u>第2号から第8号までに掲げる要件を満たすときは、乳児室等を3階以上の階に設けることができる。</u></p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>4～7 [略]</p> <p>附 則</p> <p>4 施行日から起算して<u>5年間</u>は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第8条第3項の規定の適用については、別表備考第1号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。</p>	<p>(園舎及び園庭)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「乳児室等」という。）は1階に設けるものとする。ただし、第1号、第2号及び第6号に掲げる要件を満たすときは乳児室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、<u>次に掲げる要件を満たすときは、乳児室等を3階以上の階に設けることができる。</u></p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>4～7 [略]</p> <p>附 則</p> <p>4 施行日から起算して<u>10年間</u>は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第8条第3項の規定の適用については、別表備考第1号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。</p>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県条例第 5 号

##### 宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例の一部を改正する条例

宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例（平成25年宮崎県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(返還)</p> <p>第8条 専攻医研修資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた専攻医研修資金を、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に一括して返還しなければならない。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、別に期限を定め、又は分割して返還させることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 専門研修開始年度の4月1日から起算して6年（<u>管理者が特別の事情があると認めるときは8年</u>）を経過する日までの間に、大学講座の派遣により県立日南病院又は県立延岡病院において医師の業務に従事しなかったとき。</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(返還)</p> <p>第8条 専攻医研修資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた専攻医研修資金を、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に一括して返還しなければならない。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、別に期限を定め、又は分割して返還させることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 専門研修開始年度の4月1日から起算して6年を経過する日までの間（<u>管理者が定めるところにより大学講座の派遣により県立宮崎病院において医師の業務に従事したと認められる期間を除く。以下「業務従事開始期間」という。</u>）に、大学講座の派遣により県立日南病院又は県立延岡病院において医師の業務に従事しなかったとき。</p> <p>(3) [略]</p> <p><u>2 前項第2号の規定にかかわらず、管理者は、専攻医研修資金の貸与を受けた者に特別の事情があると認めるときは、2年を限度として業務従事開始期間を延長することができる。</u></p>

2・3 [略]

(返還の免除)

第10条 管理者は、専攻医研修資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、専攻医研修資金の返還の全部を免除するものとする。

(1) 専門研修開始年度の4月1日から起算して6年（管理者が特に事情があると認めるときは8年）を経過する日までの間に、大学講座の派遣により県立日南病院又は県立延岡病院において医師の業務に従事した場合で、専門研修開始年度の4月1日から起算して10年を経過する日までの間に、管理者が定めるところにより大学講座の派遣により県立日南病院又は県立延岡病院において医師の業務に従事したと認められる期間（以下「業務従事期間」という。）が、貸与を受けた期間に相当する期間（貸与を受けた期間が2年を超えるときは2年。以下「必要勤務期間」という。）に達したとき。

(2) [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3・4 [略]

(返還の免除)

第10条 管理者は、専攻医研修資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、専攻医研修資金の返還の全部を免除するものとする。

(1) 業務従事開始期間（第8条第2項の規定により当該期間を延長する場合を含む。）に、大学講座の派遣により県立日南病院又は県立延岡病院において医師の業務に従事した場合で、専門研修開始年度の4月1日から起算して10年を経過する日までの間（管理者が定めるところにより大学講座の派遣により県立宮崎病院において医師の業務に従事したと認められる期間を除く。）に、管理者が定めるところにより大学講座の派遣により県立日南病院又は県立延岡病院において医師の業務に従事したと認められる期間（以下「業務従事期間」という。）が、貸与を受けた期間に相当する期間（貸与を受けた期間が2年を超えるときは2年。以下「必要勤務期間」という。）に達したとき。

(2) [略]